

## 公務災害及び通勤災害補償取扱要領の制定について（例規）

〔昭和48年6月9日  
兵警務例規第27号〕

公務災害補償取扱要領を下記のように定め、昭和48年7月1日から実施する。  
なお、公務災害補償の取扱いについて（昭和43年兵警務例規44号）は、廃止する。

### 記

#### 1 趣旨

この要領は、兵庫県警察職員（以下「職員」という。）の公務災害又は通勤災害（以下「公務災害等」という。）に対する認定請求、療養補償請求等に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

#### 2 準拠

職員の公務災害等に関する事務の取扱いについては、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）、地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）、地方公務員災害補償施行規則（昭和42年自治省令第27号）及び地方公務員災害補償業務規程（昭和42年地基規定第1号）によるほか、この要領の定めるところによる。

#### 3 公務災害等事務担当者の指名等

- (1) 各所属に公務災害等事務担当者（以下「事務担当者」という。）を置き、所属長の指名する者をもって充てる。
- (2) 所属長は、事務担当者を任免したときは、任免の状況を事務担当者任免簿（兵庫県警察処務規程（昭和39年兵庫県警察本部訓令第6号）様式第25号）により明らかにしておくとともに、その都度、公務災害等事務担当者任免報告書（様式第1号）により警務部警務課長（以下「警務課長」という。）に報告しなければならない。

#### 4 手続きの要領等

公務災害等の認定請求その他の手続きに関する要領及び留意事項は別表のとおりとする。

#### 5 事務取扱い上の留意事項

所属長、事務担当者及び被災職員の直属幹部は、公務災害等補償事務の取扱いに当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 災害を受けた職員又はその家族が行う公務災害等の認定請求手続及び被災職員（公務災害等の認定を受けた職員をいう。以下同じ。）又はその家族（以下「被災職員等」という。）が行う公務災害等に関する各種の請求手続等については、積極的に助力するとともに、災害を受けた職員若しくは被災職員又はこれらの家族から必要な証明等を求められた場合には、速やかに措置すること。
- (2) 公務災害等補償に関する事務は、迅速かつ的確に処理し、いやしくもその手続きの過誤により医師、被災職員等に不利益を及ぼすことがないように配慮すること。

#### 6 示談経過の報告等

所属長は、公務災害等が第三者（被災職員及び被災職員が所属する地方公共団体並びに地方公務員災害補償基金以外の者をいう。以下同じ。）の行為に起因するため、被災

職員等が当該第三者と行う示談については、次により措置するものとする。

- (1) 被災職員等が地方公務員災害補償基金兵庫県支部（以下「基金支部」という。）から補償を受ける前に第三者から損害賠償（自動車損害賠償保険法（昭和30年法律第97号）による保険金又は損害賠償を含む。以下同じ。）を受けた場合は、その賠償額の限度内において基金支部の補償義務が免責され、また被災職員等が第三者から損害賠償を受ける前に基金支部が補償を行った場合は、その補償額の限度内において被災職員等が有する損害賠償の請求権を基金支部が代位取得し、第三者に対して損害賠償の請求権（以下「求償権」という。）を行使することとなるので、示談の交渉経過については、努めて警務課長に電話報告するとともに、示談が成立したときは示談書の写及び関係書類に意見を添え、警務課長に報告すること。
- (2) 基金支部が求償権を行使する場合は、被災職員等の行った示談の範囲を超えて第三者に求償することができないので、被災職員等がみだりに損害賠償の請求権の全部若しくは一部を放棄したり、又は不当に低い金額で示談を結ばないよう助言すること。

#### 7 特殊公務災害の報告

所属長は、法第46条に規定する特殊公務災害に該当すると認められる災害が発生した場合は、事案の概要を速やかに警務課長に電話報告して指示を受けなければならない。

#### 8 長期療養者の報告

所属長は、被災職員の療養状況等の把握に務めるとともに、毎年1月、4月、7月及び10月の各1日現在で災害を受けた日から起算して3箇月以上療養している被災職員について、当該月の5日までに公務災害等長期療養者報告書（様式第2号）により警務課長に報告しなければならない。

#### 9 公務災害等記録簿の作成等

- (1) 所属長は、被災職員に係る公務災害等記録簿（様式第3号）を作成し、その災害発生状況、療養期間等を記録のうえ、保管しなければならない。

なお、被災職員の傷病が治癒（症状固定を含む。）した後1年を経過し、当該傷病の再発又は身体障害が残るおそれがないと認められる者の公務災害等記録簿は、廃棄するものとする。

- (2) 所属長は、人事異動に伴い、他所属へ配置換えとなった被災職員に係る公務災害等記録簿は、他の身分関係書類とともに、当該職員の異動後の所属長に送付するものとする。